

契 約 書

株式会社（以下「甲」という）と株式会社 OVERDOOR（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の企業や組織などで勤務経験がある人材及び既卒者を対象とした人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下エージェント）が探索した人材を選抜・紹介し、採用に至るまでの活動を支援する。

第2条（サービス利用料の発生）

利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲に入社した段階で発生する。

第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は採用決定者の想定年収の35%とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。

第2項 第1項にいう想定年収とは、月額固定給×12か月＋賞与算定基準額×前年度実績の支給月数を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。

第3項 サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。

第4項 甲は乙に対し、請求書受領後、請求日の翌月末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

第4条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第5条（サービス利用料の返還）

採用決定者が入社日以後、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領したサービス利用料を下記の料率に従い、返還するものとする。

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

入社後、1ヵ月以内の退職 返還金はサービス利用料の80%

入社後、2ヶ月以内の退職 返還金はサービス利用料の50%

入社後、3ヵ月以内の退職 返還金はサービス利用料の20%

第6条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第8条（秘密の保持）

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について第三者に開示してはならないものとする。但し、乙が、事前に甲の承諾を得た場合には、エージェントが人材探索を行なう為に必要な甲に関する情報を、乙がエージェントに提供することができるものとする。この場合に乙は、エージェントに対して、機密事項に対して乙と同様の守秘義務を負わせるものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除く、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および本契約に基づいて取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。以下、同じ。）を対象とする。

第9条（個人情報）

甲及び乙は、相手方の保有する個人情報の開示を受ける場合、当該個人情報につき、個人情報保護法その他の個人情報保護に関する法令、ガイドライン等に準拠して保護しなければならないものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方当事者又はその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する

自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、殊知能暴力集団、その他これらと密接な関係を有する者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること
自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること

その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること

その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより信用を毀損し、又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること

反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること

2. 甲及び乙は、相手方当事者又はその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また、解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責めを負わない。

4. 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約により負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務のすべてを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第11条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

2024 年 7 月 10 日

甲 東京都渋谷区渋谷 2-24-12 渋谷スクランブルスクエア 15F
株式会社 Integrity

乙 愛知県豊田市若林西町上ノ山 123 番地 2
株式会社 OVERDOOR
代表取締役 安田 祐也